

あぶたんつうしん

146号

亘理町 現地視察を実施しました (1/27)

「阿武隈川を守る会」の13名が現地視察研修のため阿武隈大堰を訪れました。

この研修は活動事業の一環として、阿武隈川の現状を把握し、今後の活動の参考にすることを目的として岩沼出張所に依頼があり実施されたものです。

阿武隈大堰の概要の説明と管理体制、阿武隈川の現状の説明をさせていただき、地元の方々からは堤防の改修工事について質問などがありました。

その後は堤防から河口まで移動し、現在行われている東日本大震災で被災した堤防の復旧工事現場を見学しました。



阿武隈大堰操作室にて概要説明



今泉水防倉庫付近での状況説明



荒浜河口堤防付近での状況説明

ペットはルールとマナーを守って正しく飼いましょう



宮城県飼い犬取締条例(ペットに関する法律)

～飼い犬が他人などに害を加えることや迷惑をかけることを防ぐための条例～

- ① けい留(犬をつなぐ)義務 ⇒ 常につないでおかなければなりません。
- ② 人などを咬んだ場合の保健所への届出義務
- ③ 飼い犬が他人の土地や公共の場所を荒らしたり汚したりしないよう管理する義務 ⇒ 散歩の時のフンの持ち帰りなども励行してください。



犬に限らず、ペットを飼う場合は飼い主にはルールとマナーを守る義務があります。

責任と愛情を持って飼って下さい。

